

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用規約同意書・
利用の欠格事由に該当しない旨の誓約書

(求人者用)

官民人材交流センター求人・求職情報提供事業利用規約(求人者用)に同意し、これを遵守します。

また、下記1から3までのいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

官民人材交流センターから官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領4(1)イに基づく求めがあった場合、その求めに応じて役員名簿を提出し、当該名簿を警察に提供することについて同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 過去2年以内に、求人者の業務に関し当該求人者又はその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。下記3まで同じ。)若しくは役員であった者が公契約関係競売等妨害罪(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6)、贈賄罪(同法第198条)その他センターが定める罪に当たる事件について公訴を提起され、又は有罪の判決を受けていた場合における当該求人者(無罪の判決、免訴の判決、公訴を棄却する決定又は判決が確定した場合、刑の執行が終わった場合を除く。)
- 2 過去2年以内に、公務員(公務員になろうとする者及び公務員であった者を含む。)が収賄罪(刑法第197条から第197条の4まで)に当たる事件について公訴を提起され、又は有罪の判決を受けていた場合(無罪の判決、免訴の判決、公訴を棄却する決定又は判決が確定した場合、刑の執行が終わった場合を除く。)において、求人者又はその役員若しくは役員であった者が当該求人者の業務に関し当該公務員に対して賄賂を供与し、又はその約束をしていた場合における当該求人者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下本項において「暴力団員」という。)、役員のうち暴力団員に該当する者がある法人その他の団体又は暴力団員がその事業活動を支配する求人者

年 月 日

所在地又は住所

社名(団体名)

代表者の役職名及び氏名

(又は 代理人の役職名及び氏名)

【注】人事・採用業務に係る権限を委任された者が代理人となる場合は、代表者の代わりに代理人の役職名及び氏名を記載してください。

(いずれの場合も押印及び自署は不要)